

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 危機管理防災課 | 整理番号 | 2-1 |
|---------------------------|--|---------|------|-----|
| 処分の種類 | 従事命令、協力命令、保管命令 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 災害対策基本法第71条第1項 | | | |
| 処分の概要 | 知事は、応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、災害救助法第7条から第9条の規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用若しくは収用することができる。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定 (災害は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 災害対策基本法第71条第1項 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条から第10条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |